

5 . 非常変災時（台風等）における授業の取扱いについて



台風の接近などで、次の警報が発令された場合、学校は、時間帯によって臨時休業の措置をとります。

滋賀県あるいは滋賀県北部に暴風警報もしくは暴風雨警報が発令されている場合

滋賀県あるいは滋賀県北部に暴風警報もしくは暴風雪警報が発令されている場合

長浜市に特別警報が発令されている場合

時 間 帯	対 応
警報が午前7時までに解除	通常どおり登校させてください
警報が午前7時の時点で発令中	臨時休業（非常連絡等はいりません） 児童を登校させないでください。

注釈1

午前7時までに、特別警報が解除された場合や警報が発令されていない場合でも、気象状況やその推移、影響等を考えて、臨時休業、自宅待機、始業時刻の繰り下げ等を行うことがあります。その場合は、メール配信で午前7時頃までに連絡をします。なお、諸事情により、連絡が午前7時より遅れることがあるかもしれませんが、ご了承ください。

「大雨・洪水・大雪等の警報」や各種注意報が発令された場合、原則として通常授業を行います。ただし、河川の氾濫や道路の破損等、通学上、危険が予想される場合は、その状況により自宅待機、始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがありますので、ご了承ください。危険な状態を目撃された場合は、直ちに学校へご連絡ください。

登校後、「暴風警報」「特別警報」が発令されることが予想される場合は、下校時刻を繰り上げるなどの措置をとることがあります。その場合もメール配信でお知らせします。

台風接近時は、気象状況が刻々と変化します。テレビ等の気象情報に十分ご注意ください。